

平成20年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成20年12月8日（月）午前9時開議

議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第86号 指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第87号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第88号 瑞穂市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第89号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第90号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第91号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第92号 瑞穂市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第93号 瑞穂市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第94号 平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第95号 平成20年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第96号 市道路線の認定について
- 日程第13 議案第97号 瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	清水 治	2番	土屋 隆 義
3番	熊谷 祐 子	4番	西岡 一 成
5番	庄田 昭 人	6番	森 治 久
7番	棚橋 敏 明	8番	広瀬 武 雄
9番	山田 隆 義	10番	広瀬 捨 男
11番	松野 藤四郎	12番	土田 裕
13番	小寺 徹	14番	若井 千 尋
15番	小川 勝 範	16番	堀 武
17番	星川 睦 枝	18番	藤橋 礼 治
19番	若園 五 朗	20番	広瀬 時 男

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	豊 田 正 利
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	奥 田 尚 道
総 務 部 長	新 田 年 一	市 民 部 長	松 井 勝 一
福 祉 部 長	石 川 秀 夫	巢 南 庁 舎 管 理 部 長	福 野 正
都 市 整 備 部 長	松 尾 治 幸	調 整 監	水 野 幸 雄
環 境 水 道 部 長	河 合 信	会 計 管 理 者	広 瀬 幸 四 郎
教 育 次 長	林 鉄 雄		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	鷲 見 秀 意	書 記	棚 瀬 敦 夫
-------------	---------	-----	---------

開議の宣告

議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 諸般の報告

議長（小川勝範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

3件報告します。

まず、2件については鷺見事務局長から報告させます。

議会事務局長（鷺見秀意君） 議長にかわりまして、2件報告します。

まず1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は平成20年10月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

関連して2件目ですが、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を、同条第9項の規定により監査委員から受けております。監査は、11月28日に児童高齢福祉課を対象に実施され、財務に関する事務は適正に執行されていると認められるが、保育料の徴収事務について、市民税や国民健康保険税の徴収部課との情報の共有や徴収事務に当たっての協働は行われていない。また、滞納繰越分を徴収するには一定のノウハウが必要と思われる。公平・平等という面から保育料のみならずすべての料金の徴収事務において、市税等の徴収部課と連携を図りながら、収納率向上対策を講じるとともに、各部課の滞納繰越分を一元管理できるように検討願いたいとの報告でした。

以上でございます。

議長（小川勝範君） 以上、報告2件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんをいただきたいと思います。

3件目は、お手元に配付のとおり、本日、市長から議案第97号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを受理しましたので報告します。これについては、後ほど議題としたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第86号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第2、議案第86号指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第87号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第3、議案第87号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第88号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第4、議案第88号瑞穂市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第89号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第5、議案第89号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） おはようございます。議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

私は、瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に

ついて、質疑をさせていただきます。

質疑の内容は3点ございます。

市民安全対策監、月額20万という職を新たに設けるといってございまして、3点。1点は、設けることになった客観的な経緯を、どこからこういう話になったか。日にちまでは結構ですが、順を追って経緯を御説明ください。

2番目に、市民安全対策監、または違う名前でも結構ですが、今まであった防災専門監のような方とは違う、仕事内容も説明を受けましたが、こういう市民安全対策監のような職が、岐阜県内に限っていただいて結構ですが、他市町村では現在どのように置かれているのか。ちょっとインターネットで調べましたが、同じ名前については出てきませんでした。

それから、この方の元職をお聞きしたいと思います。

以上3点お聞きしたいと思います。総括としてどういう観点で質疑申し上げるかといいますと、天下り先の単なる用意ではないのかということの疑問をただしたいと思って、その3点の御説明をお願いいたします。以上でございます。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、今の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の経緯ということでございますが、私どもが伺ったのが、記憶では早い段階だったんですけど、ちょっと何月だったかはっきりしません、夏ごろですね。防災専門監というような肩書の専門的な立場で採用したいのというお話を伺いまして、名称等を検討しておったところですが、具体的には北方の警察署長さんと秋ごろだったんですけど、お会いしまして、警察のOBを採用してはどうかというようなお話でございました。

背景的には、御承知のように瑞穂市は、非常に治安情勢がいい方ではございません。そういう関係でもって、何らか防犯対策を講じなければならないということを常々言われておるところでございまして、私自身も総務課長をやっておったときに、そういった面で対応をしなきゃいけないということを提案もしておったわけでございますが、例えば青色パトといいますか、そういった車両も配置してやってみえる市町が多うございます。北方署管内でも瑞穂市以外の本巣市さん、北方町さんは早くからやっていたということ、瑞穂市もお願いできないかというような要請も受けておったんですが、なかなかそうしたきめ細かな対応をするにはマンパワーが必要だということで、ちょっとちゅうちょしておった面もありまして、そういったことも踏まえまして、今回非常にありがたいお話だなというふうに受けとめまして、来年4月からということでございますが、対応を考えたということでございます。

それで、他市町村の事例ですね。私の知る範囲では、安八町さんが早くから警察のOBを設置されて、行政事務の方で活用していただいているということは伺っております。

この根本的な考え方でございますが、定年後の退職職員が長年にわたって職務を通じて培っ

てきた経験を活用するという考え方は再任用制度の方にもあるわけですが、それは条例上整備されておりますけれども、再任用はまだ実施しておりませんが、それと同じような考え方ということで、いわゆる警察OBでもって、警察公安職という形で培われたノウハウ、その考え方をベースにしたネットワークとか、そういうのを活用するという考え方なんです、基本的には市の防犯行政を厚くしたいということでございまして、かねてより地域でボランティアで活動してみえるいろんなグループがあるわけですが、そういったグループの支援を求められている経緯もありまして、財政的な支援はできませんが、資料提供とか、印刷物を刷るとか、あるいは腕章とか、細々な支援はしてきたわけですが、今回こういった人員が採用できればマンパワーとしての応援ができるのではないかとということで、今回上程をさせていただいております。

どうか御理解をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 今のお話では、夏ごろに市から北方署に相談したら、その北方署の方を紹介された。ありがたい話だなと思われたというんですが、議案についての説明では、北方署から打診されたと同っておりますが、話の出始めはどちらからでしょうか。議案の説明のときには北方署の方から話があったというふうに御説明がありました。

もう1点、来年、21年4月からということですが、そうすると、どなたかということは決まっていると思うんですが、その方は3月に退職なさる方なのか、それともいつ退職なさった方なのかをお聞かせいただきたいと思います。

あとちょっと聞き取れませんでしたところが、他市町の例では、どこでは早くからあったと、ちょっとそこが聞こえませんでしたので、3点お願いいたします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 北方署から打診があったということは、私が直接関与したのが、北方署長さんとお会いしたときに正式に伺ったということで、その前は市長が北方署の方に要請をされたようです。私が直接関与したのが北方署長さんにお会いしてからということになっていきますので、そういった意味で、会派説明会で説明したときとちょっとニュアンスが違ってきますけれども、もとは市がお願いできないかということで要請をしておったところ、北方警察署の方で手当てをしていただけたということです。

それで、まだ私たちは名前というか、具体的なことまでは聞いておりませんが、一応北方警察署の方で現在勤務してみえて、この3月でもって退職される方ということらしいです。

北方警察署さんとお会いしてお話を聞いた段階では、金額的なこととか、そういったことを検討させていただきまして、20万円ぐらいというようなお話でございましたので、今回20万と

いうことで計上させていただいておるものでございます。

そして、先ほど近隣の市町で、私が知っている範囲では安八町の参事というような形で早くから登用してみえて、その方ともちょっと面識がありまして、安八さんがずうっとそういったパイプをつくってみえるというお話も伺いましたので、参考にちょっとお話をしたものでございます。

以上で御理解をお願いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 確認しましたが、市から要請したと、それが話の発端だということを確認させていただきました。現在勤務中で、3月に退職の方を紹介されたと。先ほどの奥田部長の1回目の御説明の中で、大変ありがたい話だなと思ったというのは、どうも向こうから話があったという会派の説明と、ありがたいというふうに受け取るというのは事務的な感覚ではないわけですから、非常にあっているようで、最初の話の発端にはちょっとまだ疑問が残りますが。

仕事の内容が安全・安心で働いている市民グループの支援に当たるということですが、青色パトカーというのは、各地で市民グループがもう青色の、何と言うんですかあれ、青いのを付けてもいいということを確認されていますね。で、既にやっているわけですね。私自身も市民グループをずうっと長いことやってきて、現在もやっており、議員になったものですが、たびたび申し上げてきましたように、これから市民グループの育成ということが大変大事で、しかも市民グループに対しての補助金などは、このまちは新たに、例えば可児市とか各務原市とか各地でやっていますが、市民グループ、これは公益団体といいますね、単に市民のサークルではなくて。公益団体については育成し、ほとんどボランティア、必要経費も全部自分たちで出してやるわけですから、これに対して必要なお金を支援すると、特に立ち上がり時には。そういうのを各地でやっていますが、この市はまだ直接そういうことはしていないわけですね。早々とこのまちの中で公益団体を立ち上げている方は、ほとんどすべて自費で必要経費を賄っております。そういうところに直接補助金を出さないで、3月の退職を待って、警察署の方を報酬を払って、市民グループの指導に当たるという考え方は市民グループの、自分自身そうですし、ほかの公益団体の動きと経済的な、とても大変さをしてやっているという現状を知っている私にとりましてはひっかかるものがあるわけですが、市長にお尋ねいたします。

まず、この話を市長から打診したということでございますが、今私が申し上げました、各地で青色パトを市民がもう既にやっている。だから、市民グループを例えば補助金等で直接援助する、そういう方向に行かないで、退職した方に月20万払って、その指導に当たるという方向に持って行かれたお考えのもとになるものですね、真意を御説明ください。以上です。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えをさせていただきます。

先ほど企画部長からいろいろお答えをさせていただいた、あまり変わりはないわけですが、これまで瑞穂市におきましては、防災対策監、市民に今、災害何が起きるかわからないというところから、消防機能を高めるために防災対策監を3年有余お願いしまして対応して、一つのめどがついたというところでございます。そんな中におきまして、瑞穂市におきましては今いろんな事件や事故が起きております。こういったことに対処するためにも何かそういった経験のある人が、今議員の方から御指摘もございますような市民グループ、学校側、いろんなところと連携をとって、少しでも事件・事故のないまちづくり、さらに防犯的な安全なまちづくりをしたい、そんなところから、それもただそういったところにおっただけでなく、それなりの対応ができる人材がおらないかということで、実は私の方からお願いをしたところございまして、学校側も含めいろんな事件・事故も起きております。こういった連携をとりながら、少しでも悪い方向の芽を摘みたい、うまく連携をとって、また先生方の相談にも乗りたい、また市民グループのいろんなお世話をいただいております皆さんとの連携もあって、このまちから少しでも事件・事故のない、市民の安全のための対策に取り組んでまいりたいと、そういうところからお願いをするわけでございます。御理解をいただきますように、よろしくお願いを申し上げて、私の答弁にかえさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） もう1点だけお願いします。

こういう新しいことを始めるときに、どのような経過を経て始めるのか、ちょっと私はわかりかねますのでお聞きいたしますが、このことに関しては、市長お1人のお考えで動かれたのか、それとも部長会議のようなところで、執行部全体で話し合っただけで動かれたものなのか。ふだん新しいことを始めるときには部長会議で話されるのかちょっと私はわかりかねますが、通常の場合とこのことに関してどうだったのかと、2点をお聞きしたいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 先ほども申し上げましたように、本当は防災対策監、続けて置こうという話もありましたが、防災の関係は施設から何かも整えましたので、それでなくもう少し事件・事故の関係を専門的にということで、部長会議に一遍話は申し上げたところでございます。それらの中でぜひとも進めたいというところで、こういうことのお願いをしておるところでございます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 6 議案第90号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第 6、議案第90号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

私は、議案第90号に関して質疑をさせていただきます。

この議案は、職員給与の実質的な増額の議案でございますが、所信表明によりますと、機構改革をおよそ1年前にしていまして、これにあわせた給与構造の見直しがまだしていなかったのでここで見直すという御説明でございました。なるほどごもっともだと納得できると思います。

また、議員に配付されております、または岐阜県のホームページでも見られますが、瑞穂市の職員給与のラスパイレス指数は、何と県内の42市町で最下位でございます。これを何とかするためにもこの見直しは今まで必要であったんじゃないかと思えます。

12月議会の報道が新聞でされておりまして、1日から始まりましたが、2日の朝から私のところには市民の皆様の電話がかかりまして、議員報酬を上げるとは何だと、またここで職員給与を上げるという議案ですが、市民の方のおっしゃるのは、その議案を出した市長がどういう考えなんやというお電話でございましたが、私の説明も聞かずに、これだけは言うておくかと言って電話を切られますので、御説明する時間がございましたが、私は議員報酬にしても職員給与にしても、ここで堀市長がもうちょっと何とかしたいという御英断をなさって議案として上げられたことには全面的に信頼を置いております。市民のどなたに対してもその議案を出されたということはきちんと御説明したいと思っております。

基本的に総括としてそのような考えを私は持っておりますが、つきましては、そのような姿勢、考え方のもとに質問させていただきますが、この改正で、実際はだれもが職員の方のどなたもがアップするわけではなくて、40代ぐらいの一番働き盛りの方だけアップするようなシミュレーションでやったというふうに伺っております。

これで一つ目、ラスパイレスは上がるのかどうかはわかるんでしょうか。もしわかりましたら教えてください。

それから二つ目、現在の予算・決算より、決算といたらいいと思いますが、どれくらい増額するのか、これも細かい円まではとても無理だと思いますので、大体で結構ですが、どれくらい増額するのでしょうか。例えば40歳についてはありましたけれど、どれくらい上がるのかというのは、全体の年間予算、決算としてはどれくらい増額の見込みでやってあるのかと。

以上2点を教えていただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

基本的になぜ今回上程させていただいたかということをやっと御説明させていただきたいと思いますが、ことし2月に機構改革を行いまして、一部増設したり、環境水道部を改編するなど市民サービス向上につながる組織としてきたものでございますが、給与、組織とその職階級を明確にして、責任分担を明確化することによりまして、組織力を高めたいという思いもあったわけですが、前にも説明をさせていただきましたように、職員の給与の改定時期は年に1回しかございません。それが1月1日なんです。2月1日に行った機構改革のときには職員給与の改定というか、機構改革に伴う改定ができなかったということで、今回が一番近い1月1日になりますので、今回上程をさせていただくものでございます。

それで基本的な考え方は、ラスパイレス云々ということではなく、いわゆる組織改革を行って職責の分担を明確にすることによって職員のモチベーションを高めながら組織力をアップしたいという考えでございますので、その中でどこにひずみが来ているかと見ますと、3級の職にある職員が主査と課長補佐が混在した形になっておるわけでございます。それで、課長補佐となるとやはり意識的には責任が伴うという気持ちになるわけですが、給与体系においては何らそれが手当てされていないという実情がございまして、やはり責任とか名前だけ変わったにもかかわらず給与の方では何もないということで、士気高揚という面ではちょっと組織上よろしくないねということで、ここにメスを入れるべきでないかという話が前からあったわけですが、機構改革に伴いましてあわせて行いたいということで、今回上程をさせていただいておるものでございますので、御理解をいただきたいと思います。

それで、今申しました3級の中で混在している課長補佐職を4級に持ち上げたいということで考えますと、3級以上を一つずつ繰り上げることになるわけですが、これの制度改革に級が上がる場合はまた別の規則で定めがございまして、その規則で行うこととしておるわけですが、そうなりますと3級以上の職員がみんな上がってしまうと財政負担も大きいということで、本来3級を4級にしたいがための組織改編でございますので、3級の職員が、具体的に言いますと、48人が課長補佐の対象でございますが、その者に恩恵をこうむらせて、ほかの職員については直近上位に持っていくということで、今回その規則によらずこの条例の中で移行させるという手法でもって財政の増加を抑えながら対応したのが今回の条例の中身に

なっております。それで、今どのくらいかというお話でございますが、月額にしますと約69万6,000円くらいふえることになりまして、今年度ベースにしますと208万8,000円程度増額になるかなということでございます。これが実質の金額でございます、そして今年度以降になりますと1,140万くらいが増加するのではないかというふうに考えられております。ただ、それぞれの職員、48人もしくはそのほかの職員も直近上位に移ることによって多少上がる者もあるわけでございますが、これは理論上の数字で上がるということで、実質的には17年度の国の示しました公務員の給与改革の中で給与が大幅に下げられたんですが、18年の3月31日に得ていた所得を保障しようという制度が22年度までにわたって続いておりますので、その継続の中での上昇ということになっていきますから、実際は理論値では上がりますが手取りには反映されていないという職員が多数ありまして、そういったことから今申しました実質額では69万6,100円が上がるということになっております、これは月額でございますが。そういった状況でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） ほかに質疑は。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 大変わかりやすい説明でございました。

それで、議員報酬の件もそうですが、今度の職員給与にしましても、ただアップする、増額するということだけが、その言葉だけがひとり歩きして、市民には、またはよくわからない人には、他市町の人とはそうかもしれませんし、増額をするんだ今どきと、こういう非常に大ざっぱな受けとめ方をされています。当然なんだと思うんですね。大ざっぱに考えればそうだと思います。ですから、誤解のないようにきちんとした説明、こういう考えのもとにこういうふうにして結果的には実質的には69万6,000円、70万の増額でしかない、今、奥田部長がなさった説明を広報なりまたはホームページなりで、やっぱり執行部としては、瑞穂市としては、指導者としてはきちんと説明をしていくと、オバマさんじゃないですけど、説得力のあることをきちんと説明して、どうか御理解いただきたいという責任があると思うんです。誤解されたままというのは意図が全然違って、大変いい意図であっても突き上げられる一方というのは、執行部もお気の毒だし、私は納得いかないわけですから、どうぞ今の詳しい経緯をきちんと情報発信していただきたいと思いますが、お考えはいかがでございましょうか

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 今申しました7級制にしましても、県下21市の中で7級制をとっているところが大半でございます、9級制をとっているところは2市、それから8級制が1市、7級制が15市、6級制が当市を含めて3市あるわけですが、ほかの市は飛騨市と郡上市なんです、やはり6級で維持するというのは組織運営上好ましくないんだろうという背景がここに

も見られるんだと思います。そういったこともありますので、この議決を経ましたら、何かこういうことをホームページとか広報等を使いましてアピールをしていきたいと思います。以上でございます。

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君、もういいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第91号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第7、議案第91号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第92号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第8、議案第92号瑞穂市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第93号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第9、議案第93号瑞穂市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 11番 松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） 議席番号11番 松野でございます。

議案第93号の長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について、質疑をしたいと思います。

議案には金額的に現在の金額から半額というようなものでございます。この褒賞というのは1条に書いてあるんですが、多年にわたり地域社会の発展に貢献された高齢者に褒賞を授与し、長寿を祝うとともに、市民の敬老精神の高揚を図ることを目的とするということが書いてあります。これを十分に加味した内容であるかということをもまず1点お聞きしたいと。

それから、平成16年の第4回の定例会にもこの褒賞条例の改正が出ております。これにつきましては、90歳、95歳を廃止し、88歳は3万円から5万円、99歳100万円が100万円というような条例でしたが、ここにおいても否決をされております。ここら辺の経緯の中で出されてきているのかということ。そして今回の議案を見ていますと、これを実行すると数百万円の減額となるわけですが、減額されたお金についての使用目的、何かあるのか、ただ減額するだけで終わるのか、そのお金についてよその福祉あるいは教育、いろんなところへお金が行くのか、そこら辺のことをお聞きしたいと。

それから最後になりますが、うちの瑞穂市ばかりではございませんが、全国的に超高齢時代といいますが、高齢者が非常に多くなるわけですが、当然こういった褒賞金についても必然的に多くなるわけですが、ここだけを改正するというのじゃなくて、例えばいろいろなものについて補助金というものがございます。そういったところもやはり今後見直しをしなければならぬというふうに思うわけですが、執行部の御答弁をお願いしたいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 松野議員の質問に対してお答えさせていただきます。

まず最初に、褒賞条例を今回なぜ見直しをしたかということですが、先ほどもお話がありましたように、16年には否決をされている状況でございます。その中で今年3月の議会の際にも褒賞金の関係で御質問がございました。そのときに20年に向けて一応改正等を、また金額の見直し等についての検討をさせていただくということで御答弁をさせていただきまして、今回12月に改正の案を出させていただいた経緯でございます。当然、今まで高齢者の方は社会発展に貢献されたということで長寿をお祝いしてまいりました。褒賞金につきましては、本年度は88歳、90、95、99歳ということで204名の方に褒賞させていただいているのが現状でございます。その中で、それで本当に補助金というのがいいのであろうかということもございまして、今回いろいろ協議会等の中でも検討させていただいて、この金額が本当にいいのだろうかといういろいろ案も出たわけですが、今回この金額につきまして、21市、また近隣の町の状況も説明をさせていただきまして、この金額で提案をさせていただいたというのが現

状でございます。

それとあと1点でございますが、今年度の金額は204名につきまして1,300万ほどを支出させていただいているのが現状でございます。当然来年度も高齢社会を迎えられる中で人数が増加してくる状況の中で、本当にこの金額でいいのだろうかというところがありましたので、今回の提案をさせていただいておるところでございます。

また、先ほどの差額の分についてということでございますが、現在、介護保険それから医療の方につきましても、年々1割ぐらいずつ増加しているのが現状でございます。そのような中で、今回の見直しをかけていきたいということで提案をさせていただいているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） 石川部長さんから御説明をいただきました。これについては厚生委員会の方へ付託をされると思ひておりますので、ここで十分審議をしたいと思ひます。以上で終わります。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 13番 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 議席番号13番、日本共産党の小寺徹でございます。

議案第93号について、質問をいたします。

まず第1点目は、なぜこの今の時期にこの褒賞制度の改正の提案をされてきたのか。この4月に後期高齢者医療制度が発足し、高齢者の皆さんは非常に高齢者に対する施策が厳しく批判をされております。そういう時期、さらにまた今議会では9月の議会に提案されました議員の報酬を上げるという時期、それを今回継続審議で今回の時期に、12月に採決をとる、そういう時期に、議員報酬はさきの議会で否決されましたけれども、褒賞制度は改正して下げる、議員の報酬は上げる、そういうようなことが、市長、議員に判断をさせるのにどう考えられているかという点でございます。そういう点から見ても、なぜこの時期にこういう提案をしてきたのかということがとても私は理解ができませんので、そこら辺の市長の考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

それから、金額的に今年度の褒賞金の支払った額は幾らか。もし今年度の人数でこの改正をする案で計算した場合は、支払い金額は幾らになって、幾ら褒賞金の支払いの減額ができるか。さらに来年度は今年度のままいくと幾らで、改正すると幾らか、その差額は幾らかをお知らせ願ひたいと思ひます。

それから3点目は、市長は、いつもマニフェストに基づいて私はこれから施策をやっていく

ということを言われて、マニフェストで公約されたことを逐次提案されてきておるわけですが、この長寿褒賞制度をマニフェストの中で見直すとか引き下げるとか、そういうことを公約されて選挙を戦われたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

以上、3点お願いします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えをさせていただきます。

長寿者褒賞条例をなぜ今改正かという御質問でございます。

一方では、職員給与とか議会の報酬の値上げを出しながらなぜかという御質問でございます。本当に一般市民におきましてそういう疑問を持たれる方が多いわけでありまして。私ははっきり申し上げまして、私のマニフェストの中にはすべて他の市町並みということをやって私は選挙をやり、はっきり申し上げまして今の議員報酬におきまして、私も議会にもおりました。私はこの地方分権になりまして合併をしました。やはり地域間競争の中におきまして、せめていろんなことをよその市町並みにしたいということをおしは言い続けてきたところでございまして、そんな中で今、整理をいろいろさせていただいておると。特別な目立ったことをやるつもりは全く思っておりません。簡単明瞭でございます。

この長寿者褒賞条例におきましては、岐阜県ではもう今100万円でやっておるところはどこにもございませぬ。はっきり申し上げましてこの瑞穂市だけでございませぬ。他の市町、特にこの近辺の本巣市、北方町、お隣の安八、こちら辺の隣町あたりと比較しまして、決して恥ずかしくない形で長寿者褒賞条例に取り組みたいと思ひます。

実は、来年あたりから相当な数もふえます。ですから、そういう中でございませぬ。それで、こういう改正をさせていただきますしても、まだよそよりはうちの方がいいと、もうこれだったら御理解いただけるという判断におきまして出させていただきますところでございます。急激に来年度あたりから人数もふえるというところでございます。

先ほどマニフェストの話も出ましたが、今も申し上げましたように、私はすべていろんなことを他の市町並みにしたい、何もまねすることはないんですけれども、やはり福祉とかいろんなことにおきまして、少なくとも他の市町並みなら恥ずかしくないわけでございます、そういう観点から来ておりますので、突出したことは何も考えておりませぬ。いろんなことを他の市町並みにしたい。これを選挙で申し上げてまいりました。そういうところでございます。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 小寺議員の質問の人員の報告をさせていただきます。

平成20年につきましては、88歳が109名、90歳が57名、95歳が34名、99歳が4名ということで204名でございます。21年につきましては10月現在のところ、88歳が99名、それと90歳が74

名、95歳が28名の方、それから99歳の方が14名ということで216名、20年の金額におきましては1,352万でございますし、21年の現在のところの金額としましては2,357万、1,000万ぐらいの金額が増加するのではないかとということでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） マニフェストのことでございますが、市長の公約で他の市町村並みと、これも他の市町村並みに下げるといふことの公約のようでございますけれども、大体選挙のときの公約といふのは、引き上げるときの他の市町村並みといふのであって、下げるやつを目標にしておるといふことはほとんどないと思うんですね。皆さん大体そうだと思うんですよ。下げるときは、これをこれだけ下げるといふことを明確にしないかんのじゃないかなと思うんですね。

そういう言葉のあやではなくて、本当にこれは高齢者の方たちは非常に関心のある問題でございます。非常に楽しみにしてみえるわけですね。何歳になったら、これだけもらえるぞといふのを楽しみにしてみえる、そういうのを額を下げたりするわけですから、そういうことは公約、マニフェストの中では明確にして住民の信を問うといふのが、私は本来のマニフェストではないかなと思いますので、これは私の意見として表明しておきます。答弁は要りません。以上、終わります。

議長（小川勝範君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

質問者をお願いします。前文はなるべく短く、質問事項だけ質問していただきたい。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

ただいま議長より御忠告を受けましたが、やっぱり今の質問事項のみ述べよというような考え方と同じ考え方で議論の混乱が起きているんだと思いました、今つくづく。と言いますのは、先ほど厚生委員長の松野藤四郎議員も総括質疑に立たれましたし、副委員長の私も立っているわけですね、自分が立つのもおかしいかと思っていましたが、委員長さんも立たれました。つまりこれはどういうことかといふふうに本当に思うわけですが、この長寿者褒賞条例は、私は2点お聞きしたいんですが、やっぱりちゃんと説明しなければわかっていただけないと思うんですね。それで、説明させていただきますが、既に厚生協議会で2回、この原案に関して協議いたしました。そのときに、もう金額を見直すといふことは2年ぐらい前から、3年ぐらい前ですね、前市長のときからこれは見直した方がいいと、最初に言い出されたのは桜木前議員だったかと思うんですが、私も傍聴した限りでは、記憶ではそうですが、そして議員の皆様もこれは見直すべきだといふことがございましたから、その流れで見直したわけですから、

見直しは私は納得できます。ですけれども、第1回目の協議会のときに申し上げたことは、金額を幾らにするかというのがもう最初から走るわけですね、それは非常におかしいと。そのことだけというふうに今議長がおっしゃったのと全く一緒の議論の仕方なんです、もともとの考え方ですね。例えばこの条例に関しては、敬老祝い金の一部なわけですから、老人福祉全般をどのように考えてこの敬老祝い金を位置づけるのかという基本的な総括的な考え方がなければおかしくなってくると思うんです、金額だけというのは。そういう混乱で、厚生委員長も副委員長の私も総括質疑に立つことになってしまったのではないかなと思うんですね。

それで、その議論の中で、1回目に私がそういうことを言いましたら、堀市長は御出席なさいませんでした、副市長の方から、あくまでけじめ、88歳とか90歳とか、そういう節目と言われましたね。節目のときの褒賞、御褒美ですね、祝い金という考え方ですと、1回目に言われました。

つまり資料を見ますと、ほかの市町ではもうちょっと平たく総額を割り振っているところがあるわけですね。もうちょっと瑞穂市のもらう年齢以外のところでも5,000円もらうとか1万円もらうとか。例えばですが、私はそういうふうにしたらどうかというようなことを意見を言いましたときに、あくまで節目の褒賞、御褒美という考えですということで、1回目の協議は考え方としてはそういうふうになりました。

ところが2回目には、同じ副市長から、もう今は長生きしたから御褒美の時代ではないという御発言がございました。で私がそれを言いましたら、今度はオブザーバーである議長からその議論はもう終わっているんじゃないですかという発言がございまして、それきり打ち切りになりました。そういう経過でありましたので、つまり厚生の協議会の委員長や副委員長でも、根本的な考え方というのがまだちょっと整理がついていないということで、私は質疑をさせていただきます。

一つ目は、総括的になぜ私が質疑をしたかという御説明を申し上げました。その観点で、市が突出して多くなった経緯ですね。表を見ると、明らかに瑞穂市が多過ぎるというか、しかしこれはちょっとだけお聞きしましたけど、かつてはどこも99歳から100歳で多額の褒賞費を出していたと聞きましたので、なぜ現在瑞穂市だけがこれは見直した方がいいと、何年にもわたって議員たちが言うような結果になったのか、突出した褒賞費になってしまったか。経緯をお聞かせください。

それからもう一つは、全体として21年度でこの敬老祝い金、長寿褒賞費は800万減らすことになりますね。つまり今もありましたけど、どういう位置づけですね、全体の中で。つまり老人福祉から800万削っちゃうことになるわけですから、それだったらもうちょっとほかの年齢とか、例えばですけれども、ほかの年齢に割り振るとか一気にそういうことをしないと、一気に減らしてしまうというのは、やっぱり市長が1日の議会初日に、無駄を省くとともに都市基

盤整備など必要な経費は積極的に投入すると、これが新聞報道されておりますが、そうしますと、市民は敬老祝い金は800万も減らして、800万というのは外に出ないかもしれませんが、私は議場で話しておりますが、これは無駄だと、これは協議会の中でも、小学校に扇風機を置かなきゃならんし、中学校の大規模改修もしなきゃならんからという、その考え方とこの新聞に載ったのが全く一致するわけですね。そうすると、老人福祉は減らすという考えなのか、この基本的な考え方というのを市長に、そしてなぜ今までというか、瑞穂市が突出して他市町並みではなく、突出して褒賞費が多くなっちゃったのかという御説明を石川部長によろしく願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

答弁者もわかりやすく、要点をまとめて答弁してください。

福祉部長（石川秀夫君） 長寿者褒賞条例の方の経緯ということでございます。

合併したとき、15年5月1日のときにこの金額になったということでございます。また旧町時代でございますが、巢南町の方は、長寿者褒賞条例ということで54年から始まっております。また穂積町の方につきましては、白寿祝い金支給条例ということで59年から行っております。それぞれのまちで始まっております、15年の合併したときに長寿者条例ということで、この100万になったという経緯でございます。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） この長寿者褒賞条例の関係におきましては、私は巢南のときから最終段階のときに、そんな時分から、実は本当のことを言いますと下げたいなと思っておりました。そして合併しまして市議会になりまして、市議会のときにちょっと出ましたね、そのときに私は下げることに賛成であったんです。そんなところで、この人口の推移を見ておりますと相当ふえてまいります。私はこの長寿者褒賞条例の100万円よりも敬老会の祝いの方をしっかりとやりたいというのが私の考えでございます、これをもう少し上げたいということで議会のときもそして今回、去年あたりもそういうことは申し上げておると、減額分を毎年毎年、やはり100歳までいける人は少ないわけでございます、そうでなく敬老会の方をですね、毎年毎年敬老会の祝いということでもう少し充実をさせたいなと、それが私の考え方でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 敬老祝い金としましては、平成20年度に200万増額したと伺っております。したがって、800万引く200万で600万の削減になるわけですから、この条例が可決されるか否決されるかちょっとわかりませんが、いずれにしても、やっぱり16年度に改定されているわけですから、今後4年後、また改定してもいいわけですから、3、4年後に。いきなり総額

で600万減らすというのはちょっと意図がわかりかねましたので、質疑いたしました。

もう一つ、今の石川部長の御答弁ですが、他市町に比べて突出してしまった経緯ということをお聞きしましたので、これは瑞穂市の説明だけいただきましたので、後で結構ですので、ちょっとその経緯について客観的な資料というか、御説明をいただけたらと思います。以上で終わります。

議長（小川勝範君） 答弁はいいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時47分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第10 議案第94号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第10、議案第94号平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第95号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第11、議案第95号平成20年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第96号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第12、議案第96号市道路線の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第97号について（提案説明・質疑）

議長（小川勝範君） 日程第13、議案第97号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

市長提出議案について、提出理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） ただいま提案のありました議案第97号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成21年1月1日から施行されることに伴いまして、出産育児一時金を、産科医療保障制度に加入された場合について3万円を上限として加算したいので、瑞穂市国民健康保険条例を改正するものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（小川勝範君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより議案第97号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 13番 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 13番 小寺徹でございます。

ただいま追加になりました瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、質問をいたします。

国の国民健康保険施行令が変わったことによって3万円を上限として加算をすることができるということで、35万が38万になったわけですが、財源ですけれども、国がこういうことを認めるといふことになると、国から3万円お金が来るのかどうか、ちょっと私は勉強不足で教えてほしいんですが、今まで35万円の支給についての財源も国から来ていたのか、どのくらい来ておったのか、そこら辺をひとつ教えていただきたいということで質問いたしました。よろしくお願いたします。

議長（小川勝範君） 松井市民部長。

市民部長（松井勝一君） 財源についての御質問でございますが、これにつきましては、国の方がたしか2分の1相当分を対応すると、あと2分の1が市町村の方で対応するというようなふうで、まだ確定でございせんが聞いております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 今の回答は、3万円の上乗せの部分の2分の1ということの理解でよろしいですか。もとの35万円の支給額の方は、国から補助金か負担金があったのかどうかを教えてください。

議長（小川勝範君） 松井市民部長。

市民部長（松井勝一君） それにつきましては、従来のとおりということで、国の方も負担があります。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 負担割合はどれだけ国から来るのかどうか、わかったら教えてください。

議長（小川勝範君） 松井市民部長。

市民部長（松井勝一君） 申しわけございません。ちょっと今記憶にございませんので、後ほど調べまして、また御連絡を申し上げます。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 1点だけお聞きをしておきます。所属の委員会に付託される議案でございせんのでお聞きをしておきたいと思うんですが、改正案の中では、必要があると認めるときはという文言があるわけです。そこでお聞きをしておきたいんですが、具体的にどういつときなのか、規則を見ておりせんのでわかりせんので、教えていただければと思います。以上です。

議長（小川勝範君） 松井市民部長。

市民部長（松井勝一君） これにつきましては、各医療分娩機関です。産科医療保障制度、これは民間保険でございます。その中に加入すると。したがいまして、その中でもうちょっと端的に言いますと、妊婦さんがこの保険に加入するか加入しないか、産科の方でお伺いします。妊婦さん自身がそれに同意されればその保険に入られるという形ですね。妊婦さんが入られなければこの保障制度は適用がないという形で、あくまで全部一律ということではございせん

ので、そこら辺のところだけ御承知おき願いたいのと、もう1点、現段階で産科医療機関は全部この制度の方へまだ入っておりませんので、厚生労働省あるいは中医協の方がこの制度に入っていたくようにということで、産科医療機関の方へ促進をしているということでございます。最近の方で、私ども新聞紙上だけで見ますと、現在この制度に加入してみえるのは95.1%と、全国ベースですと、というふうで聞いております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今、初めてお聞きをしたんですが、産科で保険に入るかどうかを聞くということなんですが、この保険に入るのには幾らぐらいかかるのか、そこら辺はどうなんですか。保険に入るということはどういうことなんですか。

議長（小川勝範君） 松井市民部長。

市民部長（松井勝一君） 今のこの保険自身が通常の分娩とか妊娠・分娩で出産の場合、脳性麻痺か何かで御出産なされたりということでのそこら辺を保障してから、原因分析とか再発防止のためということがもう1点持っております。今、民間ということで動いていますので、バックボーンとしては民間の保険機関を使うということでございますが、あくまで制度的には産科医療保障制度として動いていくということでございます。

3万円につきましては、3万円がそのまま医療保険機関の方へ行ってしまうということでございます。以上でございます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第86号から議案第97号までについて（委員会付託）

議長（小川勝範君） 議案第86号から議案第97号まで、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

散会の宣告

議長（小川勝範君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さんでした。

散会 午前10時59分